

鶴見区民文化センター利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市区民文化センター条例(平成5年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。)、横浜市区民文化センター条例施行規則(平成5年6月横浜市規則第61号。以下「規則」という。)に基づき、横浜市鶴見区民文化センター(以下「センター」という。)の指定管理者に指定された神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体(以下「指定管理者」という。)が、センターの利用に関して必要な事項を定める。

(開館時間)

第2条 原則として開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 規則第2条第2項に規定する、センターの開館時間を変更することができる場合とは、利用の延長・繰り上げがあった場合とする。
- 3 利用時間には、利用準備及び後片付け並びに客席転換の時間を含むものとする。

(休館日)

第3条 原則として休館日は設けない。但し、毎月第3水曜日を全館施設点検日とする。

- 2 年末年始(12月29日から1月3日まで)は全館施設点検日とする。
- 3 規則第3条で規定する休館日を決定する場合は、当該休館日の属する月の3か月前までに、指定管理者が鶴見区長へ届け出て承認を得る。

(臨時休館)

第4条 次に掲げる場合は、臨時休館とすることができる。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等により施設の利用が困難となった場合
- (2) シークレインビル全体に係る点検及び改修工事、避難訓練等により施設の利用が困難となった場合
- (3) 非常災害が生じた場合
- (4) その他前号に準ずる場合

(利用期間)

第5条 条例第9条ただし書きに規定する「指定管理者が特に必要があると認める場合」とは、条例第3条に掲げる事業を横浜市、鶴見区又は指定管理者が、主催又は共催して行う場合をいう。

- 2 前項の規定により、規則第7条第1項に定める利用許可申請書を提出するもののうち、横浜市、鶴見区又は指定管理者が共催するもの場合には、横浜市、鶴見区又は指定管理者が発行する共催通知書の写しを利用申請書に添付しなければならない。

(利用の抽選)

第6条 センターを利用しようとする者は、規則第7条第2項に定める月の1日から15日までに、横浜市民利用施設予約システム(以下「予約システム」という。)により抽選申込みを行

わなければならない。

- 2 抽選申込みをした者は、抽選月の 18 日から 25 日までに予約システムにより抽選結果の確認を行わなければならない。

(利用の許可申請)

第7条 前条第 2 項により抽選結果の確認をし、当選した者は、抽選月の 18 日から末日までに利用許可申請書を提出しなければならない。

(抽選以降の予約)

第8条 第 6 条第 1 項の規定に定められた日以降にセンターの利用申込みをしようとする者は、抽選月の 26 日以降に予約システム又は窓口で利用申込みを行い、利用申込みをした日の翌日から起算して 7 日以内に利用許可申請書を提出しなければならない。

- 2 条例第 3 条に掲げる事業以外のためにセンターの施設を利用しようとするときは、抽選に参加することはできない。ホール、音楽ホール及びギャラリーについては利用しようとする日の属する月の 3 か月前から、リハーサル室及び練習室については利用しようとする日の属する月の 1 か月前から窓口にて利用申込みを受け付けるものとする。

(利用の受付)

第9条 利用許可申請書は、開館日の午前 9 時から午後 8 時までにセンターに来館し、提出しなければならない。

(利用の許可)

第 10 条 指定管理者は、条例第 10 条第1項の規定により利用を許可したときは、利用許可書(第 1 号様式)を申請者に交付する。

(利用許可時期の特例)

第 11 条 規則第 7 条第 2 項ただし書きにおける「指定管理者が特にやむを得ないと認めるとき」は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業で、指定管理者が主催又は共催して行う事業。
- (2) 条例第 3 条に掲げる事業で、横浜市が主催又は共催する事業か、鶴見区が主催、共催又は後援にて行う事業であり、かつ地域の文化の創造に資すると指定管理者が認める事業。
- 2 前項の利用にあたっては、いずれも指定管理者及び鶴見区による利用調整を経た後、決定することとする。
- 3 第 1 項により利用許可申請書を提出するもののうち、横浜市、鶴見区又は指定管理者が共催又は後援を行うもの場合には、横浜市、鶴見区又は指定管理者が発行する共催通知書又は後援通知書の写しを利用許可申請書に添付しなければならない。
- 4 第 1 項により利用できる日数は、ホール、音楽ホール及びギャラリーについては、月ごとに平日及び土日祝日の半数を超えないよう、利用の抽選が始まる以前に指定管理者及び鶴見区が調整を行う。

(特別の設備の設置の許可)

第 12 条 指定管理者は、規則第 8 条第 1 項の規定により特別設備設置許可申請書を受理したときは、必要に応じて特別設備設置の許可を行う。

(物品販売等の許可)

第 13 条 指定管理者は、規則第 9 条の規定により物品販売等許可申請書を受理したときは、必要に応じて物品販売等の許可を行う。

2 物品販売等の行為は、指定された場所以外では行わない。

(許可事項の変更)

第 14 条 指定管理者は、規則第 10 条の規定により許可申請事項変更申請書を受理したときは、必要に応じて許可申請事項変更の許可を行う。

(利用料金)

第 15 条 条例第 14 条第 2 項に定める利用料金は別表のとおりとする。

(利用料金の納入及び返還)

第 16 条 利用料金は、利用許可書の交付を受ける際に全額を納入しなければならない。

2 第 14 条により、許可の変更の申請が承認された場合の、利用料金の取扱は次の通りとする。

(1) 利用者は、既納の利用料金に不足が生じた場合、当該不足分を直ちに納入する。

(2) 利用料金に過納額を生じた場合は、返還しないものとする。

3 条例第 16 条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、窓口利用許可書を持参し、利用料返還に係る手続きを行うものとする。

(利用料金の後納)

第 17 条 条例第 14 条第 3 項ただし書に規定する「必要があると認められる場合」は、次のとおりとする。

(1) 利用当日の利用時間の延長等、利用後でなければ料金の算出が困難なとき。

(2) 前号のほか利用料金を前納することが困難である場合。

(利用料金の減免)

第 18 条 条例第 15 条に規定する「必要があると認められる場合」は次のとおりとする。

(1) 指定管理者が利用する場合は全額減免とする。

(2) 横浜市又は鶴見区が主催する文化事業の実施のために利用する場合は、利用料金の一部又は全額を減免することができる。ただし、指定管理者及び鶴見区による利用調整を経た後、決定することとする。

2 規則第 12 条に規定する「本市が共催する文化事業の実施のために利用する場合は、共催する横浜市の当該区局が精算する場合のみ、利用料金の一部を免除するものとする。

3 条例第 15 条の規定により利用料金の全部または一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料減免申請書(第 2 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申込を受理したときは、承認又は不承認とする旨、利用料

減免承認・不承認決定通知書(第 3 号様式)により承諾した旨を申請者に通知するものとする。

(利用の不許可)

第 19 条 条例第 10 条第 3 項第 3 号に規定する「管理上支障があるとき」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 危険物等を使用する催物で災害発生等の恐れがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) センターの建物又は附帯設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体又はその団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (5) 主として物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的とするためセンターを利用しようとするとき。
- (6) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のため利用しようとするとき。
- (7) 同一団体が月に 2 度以上の利用の抽選の申込みをするとき。
- (8) 利用期間が規則別表第 1 に定める期間を超えるととき。
- (9) 利用申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (10) 施設・設備等の点検を行うとき。
- (11) 施設の許容範囲を超える、大音量や振動等を伴う利用。
- (12) その他 指定管理者が、管理上支障があると認める利用。

(不許可の通知)

第 20 条 指定管理者は、条例第 10 条第 3 項の規定により許可しないと決定したときは、速やかに書面をもって申請者に通知する。

(標準処理時間)

第 21 条 利用許可書等申請に係る事務の処理日数は、1 日とする。

(遵守事項)

第 22 条 センターを利用する者(催物等を目的として入場した者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 利用申請者以外に利用の権利を譲渡、転貸しないこと。
- (3) 附帯設備をセンター外に持ち出さないこと。
- (4) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲げ、若しくは貼り、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく火器を使用し又は特別の設備を設置しないこと。
- (7) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等又は利用許可書に記載された場所以外での勧誘、

演説及び印刷物等の配布等を行わないこと。

(10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(11) 他の利用者の健康を損なうような状態で来館しないこと。

(12) 指定管理者の指定する関係職員の指示に従うこと。

(ホール等の利用の打合せ)

第 23 条 利用者はホール、音楽ホール、ギャラリーを利用する場合、およびリハーサル室を本番会場として利用する場合は、指定管理者の指定する日までに、指定管理者と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 前項に定めるもののほか利用者はあらかじめ、プログラム、式次第等の施設の利用順序、内容等を明らかにする書類を提出しなければならない。

(責任者の届出等)

第 24 条 利用者はあらかじめ利用に係る施設の秩序を維持するために必要な責任者を定め、その者の氏名その他必要な事項を届け出なければならない。

2 利用者は、センターを利用するにあたり、センターの内外の秩序を維持するために必要な整理員を配置しなければならない。

3 利用者は、非常時の避難誘導體制を整えなければならない。

(職員の立入り)

第 25 条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、職員を利用者が現に利用している施設に立ち入らせることができる。この場合利用者は当該職員の立入りを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

第 26 条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第 27 条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第 28 条 利用者は施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、指定管理者の点検を受けなければならない。条例第 17 条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止させられたときも同様とする。

(委 任)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年3月4日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 10 月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表

鶴見区民文化センター サルビアホール

施設利用料金

(単位:円)

室場名	入場料の有無	曜日	午前	午後	夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
ホール	入場料 無料	平日	20,000	25,000	25,000	70,000
		土日祝	22,500	30,000	30,000	82,500
	入場料 有料	平日	32,000	42,500	42,500	117,000
		土日祝	37,500	50,000	50,000	137,500
	準備またはり ハーサル	平日	14,000	17,500	17,500	49,000
		土日祝	15,700	21,000	21,000	57,700
楽屋1			900	1,300	1,300	3,500
楽屋2			900	1,300	1,300	3,500
楽屋3			1,600	2,200	2,200	6,000
音楽ホール	入場料 無料	平日	3,300	4,600	4,600	12,500
		土日祝	4,000	5,500	5,500	15,000
	入場料 有料	平日	5,600	7,700	7,700	21,000
		土日祝	6,800	9,100	9,100	25,000
	準備またはり ハーサル	平日	2,300	3,200	3,200	8,700
		土日祝	2,800	3,800	3,800	10,400
ギャラリー	入場料無料		4,100			
	入場料有料		6,200			

室場名	曜日	9:15~ 12:15	12:45~ 14:45	15:00~ 17:00	17:30~ 19:30	19:45~ 21:45	全日 9:15~21:45
リハーサル室	平日	5,500	3,500	3,500	3,500	3,500	19,500
	土日祝	6,200	4,200	4,200	4,200	4,200	23,000
練習室1	平日	700	550	550	600	600	3,000
	土日祝	900	600	600	650	650	3,400
練習室2	平日	1,400	950	950	1,000	1,000	5,300
	土日祝	1,500	1,100	1,100	1,150	1,150	6,000
練習室3	平日	1,000	800	800	850	850	4,300
	土日祝	1,200	900	900	950	950	4,900

利 用 許 可 書

年 月 日

氏名・団体名
 代表者氏名
 電 話
 連絡者氏名
 電 話

横浜市鶴見区民文化センターの施設及び附帯設備の利用を、次のとおり許可します。

行 事 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	利 用 施 設	施 設 利 用 料 金			
施 設 利 用 料 金 合 計					
利 用 形 態	開 場 時 間	開 演 時 間	終 了 時 間	入 場 予 定 者	
附 帯 設 備 名	単 価	延 べ 数	附 帯 設 備 利 用 料 金		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
附 帯 設 備 利 用 料 金 合 計					
入場料の徴収の有無		無 料・有 料(円)			
納 付 済 利 用 料 金 (本日分含む。)	施 設 利 用 料 金		本 日 領 収 額	施 設 利 用 料 金	
	附 帯 設 備 利 用 料 金			附 帯 設 備 利 用 料 金	
	合 計			合 計	
備 考					